

(法安 125)

令和 3 年 11 月 29 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

厚生労働省「死因究明拠点整備モデル事業」について（情報提供）

今般、厚生労働省死因究明等企画調査室より、都道府県における死因究明等の体制整備を支援するため、令和 4 年度新規事業として標記のモデル事業を計画している旨、都道府県庁に対し情報提供が行われました（別添資料参照）。

本モデル事業は、死因究明体制の整備について都道府県が応募し実施するものですが、地元医師等による検案等、医師が重要な役割を担うスキームが示されていることから、都道府県医師会のご協力が必要不可欠のモデル事業と考え、現時点での情報提供を行うものです。

11 月中旬に自治体向けの事前周知が行われ、今後、自治体から貴会への相談も想定されますため、貴会におかれましてもご承知おきいただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、必要に応じて厚生労働省より貴会への説明を行う予定とのことです。その際は下記までお申し出いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

日本医師会 医事法・医療安全課
(TEL) 03-3942-6484 (直通)
(E-mail) law-safe@po.med.or.jp

死因究明拠点整備モデル事業

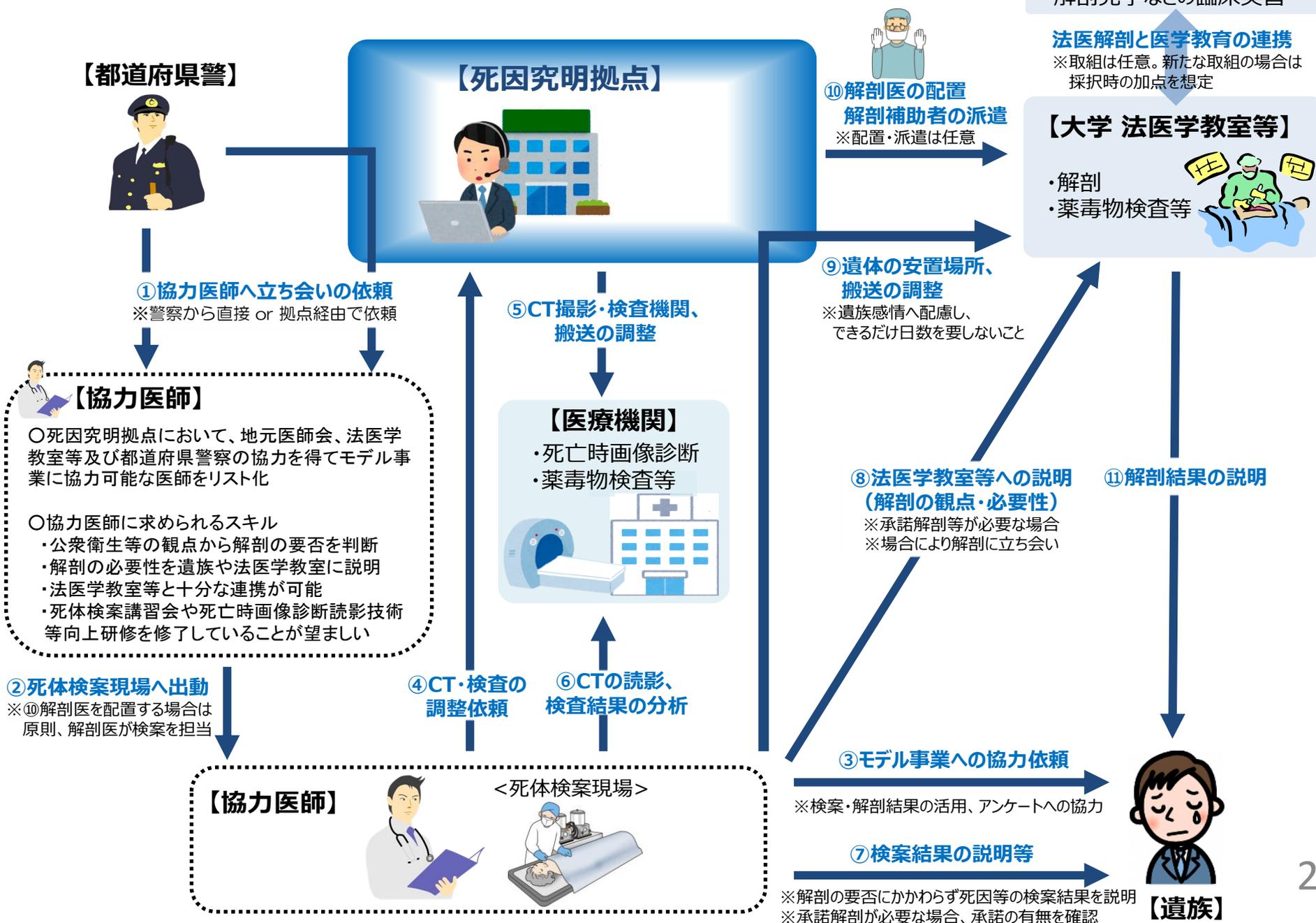
【目的】

自宅死亡等について公衆衛生等の観点から十分な死因究明が行われていないことや、法医学者のなり手となる人材が減少するなど、死因究明に係る体制強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、各地域において、公衆衛生の向上等を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを形成する。



具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。



モデル事業の成果イメージ(検討中)

① 厚労省データベースへの登録

- 検案結果や解剖結果をデータベースへ登録
- 検案精度の高い情報を蓄積し活用

※遺族の承諾を得られることが前提

※都道府県の個人情報保護条例等により登録が難しい場合は免除

② 遺族へのアンケート調査の実施

- 死因究明をして(モデル事業に協力して)良かったか?など
- 5問程度で質問
- 死因究明施策の理解増進のため活用

※遺族の協力を得られることが前提

※ひな形は厚労省で作成。厚労省と相談の上、自治体オリジナルの問を追加することも想定。

③ モデル事業報告書の取りまとめ

- 事業完了時に報告書を作成し厚労省へ提出
- 事業の成果や課題を検証し、他の自治体に横展開する際に活用

(報告書の内容)

- ・ 実施体制(うまくいった点、苦労した点、課題や解決策など)
- ・ 死因究明に関する基礎データ(検案件数、解剖件数、死因の比較など)
- ・ 遺族アンケートの集計・分析
- ・ 事業の成果(死因究明の精度向上、遺族のメリット、公衆衛生・行政課題への利活用など) 等

※報告書の内容については現在厚労省において検討中。上記は想定される一例であり、今後変わりうる可能性あり。

モデル事業の対象となる経費(調整中)

対象経費(具体例)

- ・ 人件費
 - － 拠点事務員の雇用経費(モデル事業関係者との連絡・調整等を行う事務員)
 - － 拠点解剖医師の雇用経費(モデル事業として検案・行政解剖等を実施する医師)
 - － 解剖補助者の派遣費用(モデル事業として行政解剖を実施する際に必要な補助員)
 - － 厚労省データベースの入力人件費(基本的には上記職員の業務範囲としていただく想定)
- ・ 雑役務費(検案現場→解剖現場の遺体搬送に必要な経費、遺体保管に必要な葬祭業者への委託費等)
- ・ 旅費(協力医師／解剖医師／解剖補助者の検案現場、解剖現場への交通費)
- ・ 消耗品費(コピー用紙等の購入費)
- ・ 通信運搬費(拠点の電話料、回線使用料等)
- ・ 諸謝金(地域にもよるが、検案の結果、解剖に回った場合、検案料は法医学教室に入る場合が多いため、その場合に最初に検案を行った協力医師へ支払う謝金などの経費を想定)

非対象経費(異状死死因究明支援事業にて補助可能)

- ・ 行政解剖費用
- ・ 検査費用(死亡時画像診断、薬毒物検査等)
- ・ その他、行政解剖及び死亡時画像診断の実施に必要な経費
(異状死死因究明支援事業交付要綱に掲げる経費)

ご留意いただきたいポイント

- ・ 解剖／検査費用については異状死死因究明支援事業からの支出となるため、モデル事業の応募にあたっては、異状死死因究明支援事業の予算確保も必要となる点ご留意を。
- ・ 拠点解剖医師の雇用経費の中に検案業務を含める場合、遺族から支払われる検案料は県の歳入とする必要あり ⇒ 要歳入規定
- ・ 医学部との連携に必要な経費については、対象の可否も含め、検討中。
- ・ 対象経費はあくまで現時点の予定。今後の財務当局との調整により変わりうる可能性あり。